第1章 通信教育と放送利用

1 放送利用と教員の役割

高校通信制教育は、昭和 22(1947)年に学校 NHK 教育法第 45 条「高等学校は、通信による教育を行うことができる」をうけてスタートし、放送教育とともに発展してきた歴史的経緯がある。放送教育の中でも NHK 高校講座は、自学自習を学びの基本とする通信制の生徒にとって、自宅学習のペースメーカーとして継続的な学習の支えとなるものである。

しかし NHK 高校講座は放送番組であり、基本的には生徒が自宅で単独で視聴するものなので、これを高校教育の一環として機能させるには、全体の学習指導の中に NHK 高校講座をどう位置付けるのかが重要なこととなる。そしてここに教員の役割も存在する。

まず教員が最初にやるべきことは、NHK 高校講座の存在を生徒に知らせることだろう。 年度当初に生徒向け配付物等で NHK 高校講座を紹介したり、初めのころのスクーリングで、放送番組を全体で視聴し、啓蒙活動を行ったりするなど、さまざまな工夫ができる。 次に、NHK 高校講座を各科目の年間学習指導計画の中にどのように位置付けるかである。

NHK 高校講座は、学習指導要領にもとづいた学習内容が年間の放送計画にもとづいて 放送されているので、放送と自校のカリキュラムをリンクさせることができれば、NHK 高 校講座は生徒にとって予習や復習の手助けとなり、学習内容の理解に役立つ。この成果を 基盤にして、より発展的な学習指導が可能となれば、放送利用によって面接指導の比重が 減少することはなく、むしろ教員の役割は拡大されるであろう。

2 放送利用と教材(教科書・学習書等)

NHK 高校講座は、全通研加盟校の多くが使用している教科書に沿って、内容が構成されている。したがって生徒は放送視聴にあたって、教科書・学習書を開くことが望ましい。教科書を開き、ノートをとることで学習は深まり知識が定着していく。

NHK高校講座は一回の番組で、要点を3つに絞る構成が工夫されている。したがって、面接指導の一部免除や報告課題で視聴票(視聴記録)を生徒に課した場合、ただ単に番組の感想を問うだけでない指導が好ましい。「番組の要点は何であったか?」など、要点を整理して文章にしてまとめるという方法は、単に学習内容を暗記するだけでなく、学習方法を学ぶ発展的な学習であり、放送利用はそうした学習を可能にする教材の一つである。

また NHK 高校講座の番組は放送日後に Web ページ(www.nhk.or.jp/kokokoza/)でストリーミング配信されている。Web ページ中の「ライブラリ」では、前年度のすべての回の放送を視聴することができ、これによりインターネット環境があれば、いつでもどこでも視聴・聴取が可能になった。

3 放送利用と報告課題(レポート)

生徒が自学自習する場合、教科書・学習書によって学習を進めるのであるが、その進捗 状況や学習成果を定期的に把握するため学校は報告課題用紙を生徒に配付し、それに解答 を書かせ、添削の上生徒に返すのが一般的である。テレビ、ラジオその他の多様なメディ アの活用はその報告課題作成のための自宅学習の習慣化を促すものである。

報告課題を作成する前に、放送内容がすでに知られている場合、報告課題の中に番組を 視聴して解答する問題を取り入れることができる。また、逆に放送視聴票の一部を報告課 題とみなす取り組みもできる。こうした取り組みが続けば、難しい学習内容も生徒により 分かりやすくなっていくはずである。

視聴票の添削や報告課題化については、文部省通達(昭和32(1957)年12月文初中第616号)に「放送による課題の解答を学校に提出させて、添削指導を行った場合、これを添削指導の解答に含めることは差し支えない。」とあり、法的根拠もある。

視聴票の報告課題化をすすめる際問題となるのは、自分で放送を視聴できない生徒の扱いである。この場合は、学校内で放送視聴ができる設備を用意したり、あるいは視聴できない生徒には従来の報告課題を、放送学習を主とする者には報告課題に代えて視聴票を、また両者併用の生徒には報告課題または視聴票のいずれかを選択させて提出させるような工夫もできる。

いずれにせよ、視聴票は、報告課題と同様に添削指導をし、日々の学習の意欲を高めるような内容とすべきであろう。

4 放送利用と面接指導(スクーリング)

通信制の面接指導は、通学課程の「授業」を圧縮した形で行えばよいというものではない。学習指導要領の中では、面接指導は、日頃接することが少ない生徒に対し、自宅学習での疑問点を解消し、個々の生徒の能力に応じた個別指導を行い、自宅学習に指針を与えるべきものとされている。

しかし、面接指導は時間的に限られている。そのためNHK高校講座等の視聴覚教材を 用いて面接指導を行うことは、非常に効果的な場合がある。その場合、ワークシートを事 前に作成して用意しておき、生徒自身がどの程度理解できたかを自分自身で認識できるよ うにすれば、さらに教育的である。そうした教室での視聴体験が自宅での視聴習慣につな がり、好ましい学習態度が身に付いていくと考えられるからである。

また、高等学校学習指導要領第1章第2款5(5)(資料2-1参照)には、多様な課題、 学習困難性を持つ生徒への配慮として、ラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディア を利用して行う学習による面接指導時間数の免除について記されている。当然のことなが ら、その場合は、当初からの教科・科目の指導計画にメディアによる教育が組み込まれ、 学習の量・質を低下させることがないよう注意する必要があるが、放送視聴に真摯に取り 組むことは、教科・科目の学習内容の理解に十分役立ち、教科・科目の年間指導計画に組 み込み活用することにより、面接指導による学習に近い効果が期待できる。

近年では、NHK 高校講座に加えて、独自の視聴覚教材を制作し、より効果的な学習の定着を目指す試みも多く出てきている。前述の高等学校学習指導要領第1章第2款5(5)の規定を十分に理解し、適正かつ効果的な活用の研究を進めることで、放送教育をはじめ多様なメディアを活用した教育は、通信制教育の中でますます重要度が高まっていくことは間違いないであろう。

第2章 e ラーニング

1 「通信」の手法による高等学校教育 ~古くて新しい教育

高等学校の通信制課程は、昭和23 (1948) 年の学校教育法制定時より設けられている制度であり、全日制・定時制の高校に通学することができない青少年に対して、通信の方法により高校教育を受ける機会を与えることを創設の趣旨としている。教育基本法に謳われている教育の機会均等を実現するために設けられたこの新しい教育の制度は、勤労青少年をはじめ、それまでの仕組みでは高校教育を受けることができなかった様々な人々に、学びの機会を開き、その後の国の発展に大きく寄与したと考えられる。

自学自習を基本とする通信制課程では、添削指導、面接指導、試験を教育の手法として、生徒一人一人の状況、事情に寄り添う教育が展開されてきた。自宅におけるレポート課題への取り組みは、教科書、学習書、各校独自の補助教材などに加えて、NHK高校講座、放送テキスト(現在は発行されていない)の活用により、それぞれの学習段階・内容理解に応じて、自らのペースで進めていくことができ、学習者が主体となった学習方法である。この意味において、個に応じた教育が求められている現代を先取りした先進的な学び方であったとも言える。

2 ICT利活用の促進 ~郵便からスマホの時代へ

学校教育法第4条において、通信制課程は「通信による教育を行う課程」と定められているが、平成時代の通信手法は、スマートフォンが日常生活の中であたりまえの道具として普及するなど、加速度的なICT利活用の進展にともない、大きく姿を変えてきている。一人の教員が、パソコンを使って学習指導のための動画教材を作成し、配信したり、チャットや掲示板を活用して、教員と生徒、生徒と生徒が意見交換を行ったり、世界中から情報を集めて議論したり、まさに無限の可能性が広がっている。これまでは考えられなかった教育の手段・手法を私たちは手に入れ、通信による教育は、以前にもましてその先進性の輝きを放っている。

一方において、新たな通信手法を、通信制課程の教育の充実、発展に向けてどのように活かすかは、今後の通信制課程のあり方そのものを問う大きな課題である。 I C T を導入するにあたっては、技術、道具の利便性や目新しさに翻弄されず、通信制課程がその時々の社会に求められていることは何であるのかを冷静に見極め、言うまでもなく学びの主体である生徒を第一に据えた教育の運用を考えなければならない。

3 NHK高校講座の取り組み ~放送から Web コンテンツへ

第3章および資料1でも触れるが、現在、NHK高校講座は、テレビ番組、ラジオ番組とも、高校講座ホームページ上でストリーミング配信を行っている。ホームページ内には、放送範囲の学習教材である「学習メモ」、放送後の確認問題である「理解度チェック」、放送内容を要約した「文字と画像で見る」などが配置され、番組配信にとどまらず、事前学習→放送学習→確認テスト、という学習の流れを持つeラーニング教材としても意識された構成となっている。さらに、ラジオ番組では、画面上に資料を配置するなど、教材とし

ての充実を図っている。これらの番組は、スマートフォンでの視聴も可能で、主体である 学習者の学びのスタンスに応じたコンテンツの提供が実現している。

全通研では、各地区通研での放送教育研究、放送教育委員会の活動、放送教育研究委嘱校での研究、NHK高校講座難組委員会への参加、NHK高校通信教育委員会への参加など、これまでも番組制作に向けた意見等の発信に努めてきた。放送コンテンツ等がWeb上で展開される中、教育現場での活用の幅も大きく広がってきている。高校講座を中心に、ホームページ上で展開する様々な学習コンテンツについて、番組制作者に委ねるだけではなく、通信制で学ぶ生徒のために、教員が参加し、協力していく意識を持つことが重要である。生徒と向き合う私たちが、いかに関わりを深めていくかが問われる時代となる。

4 全通研の取り組み ~新しい教育の実現に向けて

教育現場における I C T利活用の進展や高校講座の Web 配信などの動向を背景に、平成13 (2001) 年から平成29 (2017) 年まで、全通研内にeラーニングを研究する委員会を置き、コンピュータとインターネットを活用した教育について研究を進めた。発足当初は、実践校の事例紹介を通してeラーニングの可能性を探ったが、資金、人的資源など、新たな教育へ向かうには大きな壁が生じていた。本章でも触れたが、技術の進歩にともない、個人レベルでのコンテンツ制作に追い風が吹き始めると、デジタル教材を自作し、自校のホームページ内で発信する学校、教員がではじめた。全通研では、加盟各校のホームページ上での教材発信の状況を共有し、I C T による学習支援の状況把握と可能性を探ることに力点を置いた。

本章2でも触れたが、eラーニングを進め学習の仕組みを構築するにあたっては、道具の先進性、利便性にとらわれるのではなく、学習者である生徒に向けて、どのようなシナリオで教育目標を達成させるのかをしっかり見極めたうえで、人が人として直接対応すべきこと、デジタルコンテンツで対応すべきことなどを整理し、適切な教育指導が果たされるよう留意する必要がある。社会の求めは、授業に出席したという物理的事実にあるのではなく、「人が学校で何を学び、何を獲得したか。そして、それをもとに、何ができるようになったのか。社会の中でどのように役立てていくのか。」である。通信の手法での学びを選択した生徒に、その手法で最大の効果を図れる仕組みを構築していくことは、通信制課程で教職に就く私たちの使命でもある。

e ラーニングの実践により、時間的な要素や地理的な要素を超えた「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶ仕組みが構築できるかもしれない。また、多様なコンテンツの配置により、学習到達度に合わせて、真に学習者を主人公とした学びが達成できるかもしれない。私たちは、通信制課程で培ってきたものが、未来に求められている学びの姿であるという自負を持ち、共に研鑽を進め、一層の発展を目指していかなければならない。その際、学校教育をおこなっている大前提を見失っては、何のための仕組みかが問われることになる。さまざまな学習困難性を抱えながらも学ぼうという志を抱いている生徒、自らの才能、技能を磨きながら高等学校を卒業しようとしている生徒、通信制課程で学ぶ生徒は多様である。それぞれの生徒が、きちんと学びの場に落ち着き、高等学校通信制課程の教育により、自らの描く目標に向け一歩一歩前進し、社会を生き抜く力、他と協働して生きる力を育めるよう、ICT利活用に向けた研究を続け、実践していくことが求められている。

第3章 NHK高校講座について

1 NHK高校講座テレビ・ラジオ合わせて 11 教科 35 番組

平成31 (2019) 年3月現在、NHK高校講座は、テレビ23番組、ラジオ12番組の合計35番組を放送している。

放送している番組は、教科ごとに次のようになっている。

(テレビ:T ラジオ:R)

国語科 【R国語総合・R現代文・R古典・T国語表現】

地理歴史・公民科【T世界史・T日本史・T地理、R現代社会・R政治・経済・R倫理】

数学科 【T数学Ⅰ·R数学Ⅱ】

理科 【T科学と人間生活・T物理基礎・T化学基礎・T生物基礎・T地学基礎】

保健体育科【R保健体育】

芸術科 【R音楽I·T美術I·T書道I】

外国語科【Tコミュニケーション英語 I・Rコミュニケーション英語Ⅲ・Rコミュニケーション英語Ⅲ・R英語表現 I】

家庭科 【T家庭総合】

情報科 【T社会と情報】

キャリア教育【R仕事の現場 real】

平成23 (2011) 年度以降、学び直しを必要とする高校生に対応するため、以下4番組を 放送している。

【T ベーシック数学・T ベーシック英語・T ベーシック国語・T ベーシックサイエンス】

各番組ともに年、3学期構成になっている。

- 一学期4月開始で17週、その後夏期講座編成
 - (ただしテレビについては4月3週から始まるので一学期15週となっている。)
- 二学期9月開始で17週、その後冬期講座編成
- 三学期1月開始で8週、その後春期講座編成

夏期講座・冬期講座・春期講座では、以下の番組を放送している。

商業科【Tビジネス基礎・T簿記】

保健体育科【T体を動かすTV】

さらに、関連番組として【ロンリのちから】を半期放送している。

また平成30(2018)年度から、新指導要領科目である「総合的な探究の時間」に対応する番組4本を制作・放送している。

NHK高校講座は、平成19 (2007) 年4月以降ラジオ番組を、平成20年 (2008) 年4月以降はテレビ番組を番組放送後にWebによるストリーミング配信をおこない、いつでも

どこでもだれでも利用できるようにしている。

さらに平成29 (2017) 年度からはラジオ番組において、Webのプレーヤー上に内容に関連する図などを表示する「見える化」を実施。「数学Ⅱ」「国語総合」「政治・経済」など、画像により理解が深まる教科を中心に「見える化」を進めている。

高校講座ホームページは下記のアドレスから見ることができる。www.nhk.or.ip/kokokoza/

トップ画面から、各科目の番組へ直接入ることができ、あわせて、高校講座時刻表はじめ学習教材やよくある質問 (FAQ)、年間放送計画表などが掲載されている。さらに 2017 年からは全国の通信制高校での高校講座利用事例を取材・掲載している。各実施校の放送教育を進める上で役立ててほしい。

2 高校講座の基本的特長「自学自習のパートナー」

通信制で学ぶ高校生の学習は、日常の教科書と学習書によるリポートの作成・提出が中心となっているが、高校講座の放送は、ともすれば孤独で挫折しがちな通信高校生の自学自習のパートナーとして使用してほしい。

番組視聴により、自学自習では理解困難な事柄や実験実習など実際に経験できないことを映像や音声でさらに深まりのある学習へと導いてくれる。

○スリーポイント方式による番組内容の構造化

番組では、一回のテレビ 20 分、ラジオ 20 分の放送の内容をわかりやすく、興味を持って学習してもらうために、3 つのポイントを設定している。

限られた時間の中で、これだけは学んでほしいという基本的学習内容を講師の解説とと もに映像素材や朗読などテレビ、ラジオならではの効果を生かして制作している。

番組は、全通研で採択された教科書の内容をもとに、基礎基本を踏まえて【わかりやすく、ていねいな、たのしい】番組を目指している。

○事前の学習と学習確認のコンテンツ

従来、高校講座には番組テキストが発行されていたが、2006年より順次休刊となり、2009年度からはすべて休刊となった。一方、2007年度から始まった番組のストリーミング配信にともなって、番組の理解を助ける役割をもつ「学習メモ」をホームページ上に掲載している。視聴学習前に「学習メモ」で予習をすることにより、番組内容が理解できるように工夫されている。

さらに、番組を視聴した後に、知識の定着・理解度を図るため、学習のポイントに関連した理解度を図る問いとして理解度チェックも用意されている。番組内容に即した問題で復習ができる。理解度チェックでは回答結果がすぐフィードバックされる仕組みになっているため、生徒は、学習内容の理解を確認できる。

3 番組編成について ~企画から制作そして放送まで~

NHK高校講座はNHK制作局委託管理の所管となっているが、実際の番組制作はNH Kエデュケーショナル教育部が担当している。番組の企画から放送までは以下のような流 れになっている。

- ①番組利用調查→②番組委員会→③通信高校委員会→④NHK番組編成計画発表
- ①NHK高校講座番組の編成は、放送の前年の秋に番組利用調査をはじめ、全国の通信制高等学校における番組利用実態や全通研、地区通研からの要望、さらに番組を利用する視聴者からの意見などを参考にして次年度の原案が作成される。
- ②番組ごとに、放送講師および通信制高等学校の教員そして番組制作者が参加して番組委員会が開かれる。そこでは、番組を利用する立場と番組を制作する立場から、番組内容について検討し基本的な番組制作の方針が審議される。

番組全体のねらい、年間放送計画案、個々の番組タイトルと基本内容、番組の演出方針など通信制高等学校の現場の意向をふまえながら検討される。

- ③番組委員会で検討された個々の番組は、その後、通信高校委員会において、高校講座の 次年度放送計画案として審議される。この委員会は、文部科学省の高等学校所管の担当 者はじめ学識経験者、全通研の会長および各地区通研の会長、放送教育研究委員会の委 員の方々、そして、NHK制作局、NHKエデュケーショナル教育部の高校講座制作担 当者によって構成されている。
- ④最終的には、2月に行われるNHKの新年度編成計画、放送計画の発表を以て正式に決定ということになっている。

高校講座の番組制作は、通常2月中旬頃から開始することになっている。

4 通信教育の現場の声を制作者へ

高校講座の番組制作担当グループでは、通信高校生はじめ番組を利用している視聴者からの意見・要望を受け止め、番組制作に生かしている。

番組の放送予定はじめ番組の内容、取材先の情報などについて、さらに高校講座全般の計画など番組に関する質問や要望などについては下記の宛先まで。また、放送教育の研究等における番組利用のあり方などについても相談に応じている。

NHKエデュケーショナル教育部高校講座 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町7-13第二共同ビル南館2階 TEL03-3462-7979 FAX03-3462-7990

第4章 NHK高校講座活用に関する一問一答

通信制課程に在籍する生徒の学習は、いうまでもなく自学自習が主体であり、生徒が取組むレポートは、その生徒の学習活動の一部と位置づけられます。レポートは学習活動の成果を示すものであるとともに、生徒が自ら学習の経過を把握するための教材であり、生徒の学習を私たち教員が援助し、促進する上での主要な手段でもあります。

また、スクーリングとは、自学自習のなかで生じた疑問点を解決したり、学習を深めたりする場であり、あるいは教員や生徒同士での人間的な触れ合いを通じて人格を陶冶する場といえるのではないでしょうか。

生徒の学習は、自宅での自学自習が中心であり、断続的なスクーリングに頼っているだけでは、 学習を進めることがなかなか難しいといえます。自宅で継続的に学習する機会や動機をもつこと が大切です。

NHK高校講座は、全通研加盟校の多くが利用している教科書に沿って内容が構成されています。この放送が視聴者にとって学習内容を理解する助けになるだけではなく、一人で学習をすることの多い生徒に、学習のきっかけを提供し、学習の日常化・ペースメーカーという役割を果たすことに注目したいものです。

この「一問一答」は、こうした特性をもつ放送教育を進める際に起こりうる疑問を想定し、解説しました。

【NHK高校講座の活用指導について】

問1. NHK高校講座を活用することにはどんな利点があるのでしょうか。

答 最近の生徒は、自宅学習が不活発になり、スクーリングで初めて教科書・学習書を開き、レポートに向かうという傾向があるといわれています。これに対して放送利用は、通信制本来の学習である自宅学習を推進し、定着することにその利点があります。

問2. 放送は、いつ、どこで、どのように、生徒に視聴させたらよいのでしょうか。

答 自宅で学習するときに、放送を視聴することを原則としたいものです。なぜなら、自宅学習が生徒の学習の中心であり、放送が生徒の日常の学習活動を個々の教員に代わって刺激し、学習意欲を喚起し、学習に具体的な手がかりを与え、学習のペースメーカーとなる役割を果たすと考えられるからです。放送時間に視聴ができなかったときには、PC 等を用いて視聴するなどの方法がとれます。

問3. 単に「視聴しなさい」と生徒に勧めるだけでも効果はありますか。

答 単に「視聴しなさい」と勧めるだけでは、あまり効果はあがりません。視聴指導は、学校全体で行うことが大切でしょう。さらに、あらゆる機会を使って PR したり、スクーリングやレポートなどで放送内容に関する質問をしたり、放送で取り上げられた実験についてふれたりするとよいでしょう。また、ホームルームなどで「放送利用」について話をしたりして、生徒の視聴意欲の向上をはかる

のもよいでしょう。

また、手始めとして 1 科目でも視聴し、放送学習に慣れることが大切でしょう。その意味で、あまり全科目継続視聴にこだわらないほうがよいといえます。

間4. 自宅での放送利用を定着するには、どういう点に留意したらよいのでしょうか。

- 答 生徒本人のやるべきこととして、自分の自由になる「機材と時間の確保」および「環境の整備」 があります。
- (1)自分の生活時間帯のなかに、規則的な学習時間を確保するようにする。すなわち、生活のリズムのなかに放送を利用して学習する時間を組み込むようにする。
- (2)家庭を持つ生徒の場合、インターネットに接続してあるパソコンまたは自分の自由になるテレビ・ラジオを確保するなど、家族や周囲の人々の理解と協力を求めることも大切です。

教員の手助けとしては、たとえば、視聴課題を放送計画表や番組時刻表などとともに生徒が手元に用意できるようにするなど、きめ細かな工夫も必要でしょう。

問5. 生徒にNHK高校講座を周知するには、どのようにしたらよいのでしょうか。

- 答以下のこと、主なこととして考えられます。
- (1)入学前から、放送視聴が学習の有効な方法であることを、学校説明会や入学案内などのパンフレット等で PR しておくとよいでしょう。
- (2)入学式直後に、ガイダンスの日や時間を設定し、放送番組の時間割や視聴の仕方を説明するとよいでしょう。その際、
 - ①生徒が実際に視聴し、視聴票を書いてみる。
 - ②自宅で視聴するように勧めるが、自宅で視聴できなかった場合には、学校での視聴が可能であることを説明する。

などの注意があります。

- (3)入学後も、折にふれて放送利用の継続のための PR を、月報などを利用して行なう。
- (4)年度の始めに何らかの科目で、生徒が自宅で視聴票を書く機会を設ける。
- (5)放送番組の内容をスクーリングやレポートに関連づける。

問6. NHK高校講座を活用した自宅学習を定着させるには、どのようにしたらよいのでしょうか。

- 答 生徒が放送利用の利点を実感できなければ定着しないでしょう。そのためには、番組内容が 学習内容と関連していることが大切ですが、それ以外に教員の立場としてできることもあります。 以下の方法が、考えられるでしょう。
- (1)自由記述式のものから、一歩進んで、放送内容と関連の深い設問形式の「視聴課題」を作ること。
- (2)スクーリングでの指導内容と放送進度とを一致させること。
- (3)生徒が提出した視聴票を丁寧に添削して送り返し、できれば生徒が記述した内容を他の生徒にもフィードバックすること。
- (4)視聴票を工夫し、生徒に見方、聴き方のポイントを知らせておくこと。(こうすることで生徒の視聴能力が向上していくと思われます。)
 - いずれにしても、放送を視聴したことによって、学習に興味がわいたり、レポートが書きやすくな

ったりして、学習効果があがったことを生徒が実感できるように、総合的に指導計画を組み立てる ことが大切です。

問7. NHK高校講座の活用を強制すれば、生徒の脱落が増えるのではないでしょうか。

答 生徒の実状を無視して、無理な視聴を強要すれば、その可能性はあるでしょう。しかし、適切な利用は、むしろ脱落防止につながるといえましょう。

生徒の脱落していく原因としては、自学自習のペースをつかみきれない場合や、独学では学習内容が理解できず、学習についていけない場合が多いと思われます。そのような場合には、放送利用は学習のペースメーカーとして、また学習の動機付けになったりして学習効果を向上させ、学習にリズムを与えるという点で、かえって脱落を減らすことが期待できるでしょう。

【視聴票について】

問8. 生徒が視聴票を提出することによって、面接時数を減免することができますか。

答 視聴票の提出により、面接時数を減免することは可能です。ただし、『高等学校学習指導要領』および『高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン』(2. 教育課程等に関する事項(4))に留意点の記載がありますのでご覧ください。さらにガイドラインでは、「面接指導等時間数を免除しようとする場合、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう十分配慮しなければならない」としています。また、「多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度またはそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切である」としていますので、注意が必要です。

※『高等学校学習指導要領』および『高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン』についてはP43~ 資料2 参照

問9. 視聴票を書くことは、生徒の過重負担にはなりませんか。

答 確かに、視聴票を書くことは、それなりの時間を要する作業なので、その意味では生徒の負担になります。しかし、視聴票を工夫し、放送内容と密接に関連した内容であれば、学習効果が高まり、生徒にとって有意義なものになります。また、放送を視聴し、その内容をノートに整理してから問題に取り組めば、比較的短時間で作成できるはずです。

また、そういう作業の繰り返しによってこそ学習効果が上がり、学習内容の定着が進むともいえるでしょう。このような側面から見れば、単に負担増になるとばかりはいえないでしょう。

問 10. 面接時数を減免した場合、生徒がスクーリングに出席しなくなるのではないでしょうか。

答 面接時間の減免は、通学区域が広く通学に不便な生徒に対して活用できる他、入院または自宅療養を必要とする生徒や、いじめ・人間関係など心因的な事情により登校が困難な生徒、仕事に従事していたりして時間の調整がつかない生徒の指導に役立てることができます。生徒の実態等を考慮して特に必要な生徒は、減免された分スクーリングの出席が減少することもあるでしょう。しかしその一方で、放送利用が進んだからといって、必ずしもスクーリングの比重(中身)が軽くなるということにはつながりません。放送視聴によって自宅学習がおこなわれれば、それを

基盤にした質問も多くなり、その解決のために積極的にスクーリングに出席するという意欲も出てきます。すなわち教育活動の幅が広がり、教員の役割の重要性が増すといっていいのではないでしょうか。現に、放送をよく利用している生徒は、時数の減免を目的として視聴しているのではなく、スクーリングに年間を通して継続的に出席しているという事例が多く報告されています。

【NHK高校講座とレポートについて】

問 11. NHK高校講座の放送内容が事前にわからなければ、レポートと関連づけた計画的な利用は無理ではないでしょうか。

答 放送とレポートを関連づけるためには、確かに放送内容の予知が必要になります。放送内容の詳細を知ることは、台本を見なければ無理ですが、前年の 12 月に配付される「年間放送計画表」、NHKの番組ホームページ(www.nhk.or.jp/kokokoza/)等によって、放送内容をある程度予知することができます。さらに再放送となっている科目は、前年度の放送(番組)をホームページのライブラリのページ(www.nhk.or.jp/kokokoza/library/)から見ることができ、レポートの課題に生かすことができます。

問 12. 視聴票をレポートに組み入れるにはどうすればよいのでしょうか。

答 視聴票の添削やレポート化については、「第1章通信教育と放送利用 3. 放送利用と報告課題」で述べられているように、「放送による課題の回答を学校に提出させて、添削指導をおこなった場合、これを添削指導の回数に含めることはさしつかえない」とされています。また、視聴票のレポート化とは、視聴票を工夫して放送内容と密接に関連した視聴課題を取り入れ、それを生徒に提出させて添削指導するということです。その際、注意しなければいけないのは、生徒にとって過重負担にならない視聴票にすること、また、放送視聴の習慣のない生徒が単発的に視聴して視聴票を提出してきた場合も、その意欲を評価し、発展的な視聴学習につなげることです。

なお、視聴できない生徒には従来のレポートを提出させることになりますが、視聴課題を工夫し、 視聴することによって内容がより掘り下げられ、学習効果があがるような課題を設定し、放送利用 への意識を喚起することも大切ではないでしょうか。

問 13. 放送を視聴しても、レポート作成に役立たないのではありませんか。

答 放送内容が、直接レポートの解答に役立つことばかりではないかもしれません。しかし、「第1章通信教育と放送利用 1. 放送利用と教員の役割」にあるように、教員の立場からは、レポートと放送内容を関連づける努力は、生徒の学びを深める上で有効です。さらに、放送利用の効果を短絡的にレポート作成の手助けとなるものととらえないほうがいいでしょう。放送は自宅学習における授業に当たるものであり、教科指導としての役割、学習への興味づけ、学習内容の深化、疑問点の発掘、自宅学習のペースメーカーとしての役割等を担うものであるととらえ、放送視聴学習を積極的に推進したいものです。

【NHK高校講座とスクーリングについて】

問14. 学校でNHK高校講座を利用する場合、どのような方法がありますか。

答 スクーリングは、生徒の質問や疑問に答えたり、わかりにくい内容の解説や、自宅学習に指針を与えるなど、有効に行われなければいけません。

スクーリングでの放送利用の方法は「部分視聴」が基本になりますが、ケースに応じていくつかの方法が考えられます。

- (1)視聴覚教材としての利用…主として「部分視聴」。番組内容中から指導計画に応じて必要な部分を選び、授業の導入あるいは興味づけのための教材として視聴させる。
- (2)ガイダンス時の利用…年度始めに、1回分の放送を「通し視聴」させて、視聴票の書き方を指導したり、関連した問題を解かせたりして、生徒の自主的な放送視聴学習のしかたを指導する。
- (3)放送利用促進のための利用…自宅で視聴できなかった生徒のために、空き時間や放課後の時間、スクーリング日以外の日などに学校で視聴させる。
- (4)その他…実際に視聴させなくても、視聴した教員が、面接指導と放送を密接に関連づけ、放送内容を多くとり上げることによって、生徒の放送利用への意識を喚起させる。

問 15. スクーリングで、NHK高校講座の録音・録画を利用する場合、どのような利用の仕方が望ましいのでしょうか。

答 スクーリングは生徒にとって、教員と直接触れ合って生きた教育を受けられる数少ない貴重な機会です。したがって、スクーリングでVTR・DVD・録音テープ・CD等を利用する場合は、その貴重な時間を有効活用するため、利用の効果を十分に見極めてから行うべきです。いうまでもなく、ただ録画・録音した内容を流すだけ(通し視聴)というのは望ましくありません。教員の主体的な授業の中に、放送を部分的に取り入れて視聴させ(部分視聴)、解説を加えるという利用のしかたが効果的でしょう。

問 16. 生徒がNHK高校講座を視聴することによって、スクーリングがやりにくくなることはないで しょうか。

答 放送視聴によって充実した自宅学習が行われれば、その成果を基盤にした発展的な学習指導が可能となり、むしろ能力に応じた個別指導という通信制本来の面接指導がやりやすくなるでしょう。また、学習のペースメーカーとなり、自宅学習の習慣づけがなされることによって、疑問点が明らかにされ、スクーリング時に質問が出るようになります。

また、限られたスクーリングの中で、解説しきれない事項などについて、放送視聴の活用によって 補足できる場合もあると思われます。

放送で話されたことと面接指導の内容にずれが生じた時、やりにくくなるのではないかという意見もありますが、このようなことは放送を視聴した場合にだけ起こることではありません。生徒の自学自習の中で生じた疑問に、教員がいかに答え適切に指導するかということであり、それによって相互の信頼感が生まれ、学習の深化・発展がはかられることになるでしょう。

【校内体制について】

間 17. NHK高校講座の活用を組織的に推進するためには、どのようにしたらよいでしょうか。

- 答 校内のグループ(分掌・委員会等)に放送教育を中心的に推進する業務を配置することが考えられます。その具体的な仕事としては、次のようなものが考えられます。
- (1)各教科のとりまとめ。
- (2)生徒の放送利用を推進するための業務(生徒への広報活動、教員の研修などの企画・運営)。
- (3)放送機器や録画・録音の媒体などの購入・管理・利用。
- (4)アンケート調査やその分析、地区通研、全通研との連絡・交流。

このような活動を行う中から、教員が放送教育を身近なものとして新たな認識をもつことができれば、放送教育は活発なものになります。

問 18. ごく一部の教員しかNHK高校講座の活用推進に取り組んでいないのですが、どう進めていったらよいでしょうか。

答 生徒にとっての放送利用は学習を進める上で大変有効な手段の1つです。一例ですが、問 17 の組織などが中心となり、全通研の放送教育分科会の発表資料を参考にしてアンケート等によって調査し、まず、自校の現状と実態を把握することをお勧めします。その結果をもとに、校内研修会を開くなどして、放送教育の重要性を話し合ったりして、教員の力量を高めていくといった方法もあるでしょう。

生徒の学習を進める上で、放送利用の果たす役割が明らかになれば、放送利用に取り組む教員も徐々に増えるものと思います。その推進役となることを期待します。

問 19. 教員もNHK高校講座を視聴しなければいけないのでしょうか。

答 放送内容を確認し、視聴票の添削指導をするためにも、あるいは視聴した生徒からの放送 内容に関する質問に答えるためにも、教員も視聴することは必要不可欠なことです。また、次年 度のレポートに関連づけた出題をするためにも、放送内容を把握しておくことが必要です。

【その他】

問 20. 放送進度と学習進度を、どうすれば一致させることができますか。

答 年間学習計画を立てるような大まかな進度については、NHKから配付される「年間放送計画表」が参考になります。この計画表は、放送日、番組内容(タイトル)が記されたもので、毎年 12 月に配付されます。また、再放送の番組であれば、前年度に放送した内容、プログラムが参考になります。これらは、NHKの高校講座のホームページで確認することもできます。このような方法によって、放送進度に合わせた学習計画を立てることが可能です。

問 21. 放送教育というのは手数がかかる割には、効果が上がらないのではないでしょうか。

答 放送利用は家庭で視聴することが基本です。そのため、手数がかかるということはありません。 放送を利用することによって、教科書・学習書とは違った感動、興味が得られます。例えば、英語 を例にとりますと、テレビ講座、ラジオ講座ともに外国語の学習の基本であるコミュニケーションの 能力をつけることにたいへん有効であると思います。

また、他教科についても、口頭では説明できないような事柄を、テレビ等で視聴させることによって理解させるといった方法で教育効果を高めることができます。

間22. 科目によっては放送内容が難しく、生徒が理解しにくいものもあるのではありませんか。

答 NHKの高校講座は、すべて全通研で採択した教科書の内容をもとに構成されています。発展的な内容も含んではいますが、基本的に教科書のレベルにあった内容で構成されているので、生徒にとって著しく理解しにくいということはありません。

生徒が難しいと感じる理由を考えてみると、レポートの課題が放送内容とかけ離れている、あるいはレポートの課題が教科書をなぞるようなものであるため、最初から放送は難しいという先入観を持ち、敬遠してしまうということが考えられます。放送視聴によって学習効果があがることを実感できるように、レポートの工夫・改善が必要でしょう。

また、生徒の正しい視聴態度の養成も欠かせないことです。年度始めに放送視聴学習のガイダンスを行い、放送テーマ・放送内容について教材で予習し、放送のねらいを的確につかんで視聴するという態度を身につけることが、視聴能力・理解度に密接に関わってきます。

問 23. 放送内容に対する意見を番組に反映させるには、どうすればよいのでしょうか。

答 NHKの「年間放送計画」は、科目ごとに「番組委員会」(番組の出演講師・通信制高校の教員・番組制作担当者等で構成)にかけられ、検討を加えて成案となります。

しかし、実際に放送を視聴してみて、放送内容に対する疑問点や意見あるいは要望が出てくるかもしれません。その場合には、放送日やその箇所を具体的に明示して、全通研事務局に連絡してください。全通研はそれらをとりまとめてNHKに伝えます。その際、抽象的な感想ではなく、生徒が理解しにくい表現や言葉、展開のしかたなどについて、具体的に指摘をし、さらに生徒から提出された視聴票や感想・意見などを同時に報告すれば一層効果的でしょう。生徒の学習に沿った放送内容にしていくためには、番組制作者に対する現場教員の働きかけが必要不可欠です。

間 24. 生徒に対してダビングサービスをしてもよいのでしょうか。

答 著作権法第 35 条(学校その他の教育機関における複写)の面からみて、教員がダビングしたものを生徒に配付することには問題があります。NHK高校講座の番組予定を知らせたり、インターネットを使える環境があるのなら、NHK高校講座のホームページを活用して、自分の勉強のやり方にあった利用方法を見つけてみるように指導してください。ただし、教科指導の1つの方法として、指導を担当する教員がダビングしたものを、校内で視聴させることは、前述の著作権法の条項に触れることはないと思われます。

問25. NHKは高校講座のDVDやCDを販売していますか。

答 NHKでは高校講座番組のDVDやCDは販売していません。通信制の生徒あるいは一般社会人からもある程度の要望はあるようですが、著作権などの問題もあり、販売はしておりません。ただし、放送終了後に、NHKのホームページからインターネットによる視聴ができます。

問 26. インターネットでNHKの高校講座に関する情報が得られますか。

答 NHKの高校講座のサイトでは、番組の内容、学習メモ、理解度チェック問題など、番組に関する様々な情報を得ることができます。さらに現在では、「先生向け高校講座の使い方」として全国の通信制高校での高校講座活用例を掲載しています。放送教育の経験が浅い先生方にとってヒントが得られますので、ぜひ一度サイトを訪ねてみてください。

(www.nhk.or.jp/kokokoza/katsuyo/)

問 27. ラジオ視聴は文字や映像がないために、学習に取り組みにくいと感じる生徒が多いようですが、何か工夫はありますか。

答 高校講座は現在、「ラジオの見える化」を進めています。パソコンやスマートフォンを使うと、 音声に合わせて解説文や計算式が表示されます。また、問 26 にあるように、学習メモや理解度 チェックなど、自学自習に役立つ教材を利用できます。

第5章 全通研·放送教育研究委員会

1 委員会の成立

昭和43 (1968) 年、全通研事業部の中に「放送教育研究委員会」が設置された。 委員会のメンバー構成は、当初、委員長に常務理事、委員に通信教育実施校(以下単に 「各校」とする)の教員4名、NHK番組担当部と同事業部から各1名であった。

以後、各校からの委員を若干名増員して、今日に至っている。

なお、各校からの委員は、委員会の会合が全通研事務局(東京)で開かれるという地理 的な理由で、関東地区の学校から選任されている。

2 委員会の役割

NHKが昭和35 (1960) 在り方から単独で実施していた「放送教育研究委嘱校制度」が、昭和43 (1968) 年から「全通研との共同委嘱」となるにあたって、全国での放送利用の実態の把握や放送内容の調査・検討を行うと共に、研究委嘱校を支援することを目的として、この委員会は設立された。

その後今日に至るまでに委員会の役割は少しずつ変化し、現在では通信教育における放送教育を推進することを主目的として、具体的には以下のような業務を行っている。

- (1) 研究委嘱校を選定し、放送教育についての研究を委嘱する。
- (2) 全通研大会で配付する研究集録「全通研放送教育研究」を編纂する。
- (3) 全通研大会で開催される「放送教育連絡協議会」(各地区委員会や研究委嘱校との協議会)の運営にあたる。
- (4) 全通研大会の放送教育分科会の運営にあたる。
- (5) 各地区大会の放送教育分科会に委員を派遣して各地区との交流を深める。
- (6) 各地区大会の放送教育分科会の内容をまとめた「放送教育だより」を発行する。
- (7) 各地区の放送教育活動および研究委嘱校に対して援助を行う。
- (8) 「放送教育の手引き」の改編を行う。
- (9) NHKとの連絡を密にし、番組内容の改善に資する。
- (10) 必要に応じて、番組モニターアンケートなど各種アンケート調査を実施する。

3 委員会の活動

昭和 43(1968)年度~昭和 46(1971)年度

この期間の委員会の活動については、資料がほとんど見当たらないので詳細は不明である。しかし日常的な活動としては、1~2ヵ月に1回程度の割合で全通研の事務局に集って放送教育に関する諸問題の研究討議を重ねるという現在の状況と、そう違いはないと考えられる。

それまで毎年十数校もあった研究委嘱校は昭和43(1968)年から4校になり、昭和44

(1969) 年度以後は全通研大会での研究発表も4校のみとなったことなど、それらの動向は比較的よくわかっている。(第6章参照)

そのほか、昭和44(1969)年に、研究委嘱校を援助するための「NHK通信教育放送利用6ヵ年計画」を各校に提示した、という記録がある。

昭和47(1972)年度以降の活動については、年度別に要点のみを記す。

昭和47(1972)年度

全通研東京大会で、通信教育における放送教育の位置づけを明確にするべく、次のような提言を行っている。

「放送は、日常の学習活動を個々の教員に代わって刺激し、教材への親近感を深め、学習意欲を喚起し、学習内容の理解を容易にするなど、学習の異体的な手がかりを与える媒体とみなすことができる。」

そして問題点として、①自宅における継続視聴の習慣化、②放送視聴に有効な活字教材の研究、③放送と面接指導や添削指導との関連づけ、をあげている。

昭和48(1973)年度

この年から初めて放送教育分科会に「テーマ」を設定することにし、松本大会では、「放送利用の日常化を目指して」というテーマを掲げた。

その中で、「直接指導が断続する通信教育の中にあって、放送は、日常的な直接授業を 通した学習の継続化を可能にする特性をもっている」とし、

- ① 継続視聴させるためにはどのようにしたらよいか
- ② 面接指導と放送利用の兼ね合いに関して、面接指導の役割の明確化、面接指導時の視聴指導の在り方
- ③ 放送利用を推進するための方策としての、進度の調整、添削課題との関連、放送教材のありかた

などについての討議を提言している。

昭和 49(1974)年度

和歌山大会では「放送利用で能率的な学習を」というテーマを掲げて、主に放送利用と 添削指導を取りあげ、①放送内容の予知、②視聴票の在り方、③視聴票の添削、④視聴票 の評価、などについての討議を提案している。

またこの年から、討議を深めるための一助とするべく、分科会への参加予定者に対して「参加のしおり」を事前に配付し、「本部提案」や「委嘱校報告のテーマ」などを予め提示することにした。

また、全国各校の生徒(日本放送協会学園高校を除く)を対象に「放送利用に関するアンケート」を実施し、2831名の回答の分析を行っている。

昭和 50(1975)年度

岡山大会では、「効果的な放送利用を目指して」というテーマを設定した。

そして、放送利用研究の活発化を期待して、「放送利用研究ガイド(案)」という冊子 を提示して、検討を要請した。

また、年度末には、各校を対象に「放送利用機材の保有状況」についてのアンケートを 実施し、あわせて各校に機材の充実を呼びかけている。

昭和51(1976)年度

徳島大会でのテーマは、前年と同一であった。

この年、NHK総合放送文化研究所と共同で、「通信高等学校の放送利用」というアンケート調査を行っている。

また「放送によるスクーリングの減免と学習進度」に関するアンケートも実施している。

昭和52(1977)年度

大分大会では、「放送利用のよりよい実践を目指して」というテーマを掲げて、より実践的な放送利用の推進を訴えている。

また各校の「放送利用機材の保有状況調査」を、前々年に続いて再度行っている。 それによると、徐々にではあるがVTRの保有が増え、録画が普及しつつあることがうか がえる。

昭和53(1978)年度

仙台大会では、前年度と同一テーマで、より一層の実践を訴えた。 また、昭和50(1975)年度に提案した「放送利用研究ガイド」が承認された。 さらに、「放送利用に関する一問一答集」を作成し、各校に配付した。

昭和54(1979)年度

東京大会でもテーマは前年度と同一とし、放送利用について、

- ① 現在の放送番組は、十分利用に値する。
- ② 放送を利用することによって、学習効果は確実にあがる。
- ③ 放送を利用することによって、学習が習慣化する。
- の3点を、参加者大半の共通認識として、結論づけている。

また、各校で使用している視聴票を集めた「視聴票のいろいろ」という冊子を作成し、 大会で配付している。

また、昭和57(1982)年度の学習指導要領の改定に向けて、「放送進度・今後の計画・昭和57(1982)年度以降の放送計画に対する要望」等について、アンケートを行い、新教育課程への対応について検討を行っている。

昭和55(1980)年度

福井大会では、「放送利用のよりよい実践と今後の課題」というテーマを掲げ、新教育 課程への対応について協議している。

また、「放送利用に関する一問一答集(その2) -機材・設備編一」を配付した。 この年、研究委嘱の方法が変更された。それまでNHKと全通研の共同委嘱だったもの が、全通研が主体となって(NHKから依託されたものを)各校に委嘱する形式になった。 そこで、これを機会に、過去20年間の「NHK通信教育委嘱校研究要録」の抄録を作る べく、その編集に着手した。

またそれと期を一にして、全通研大会の分科会の持ち方にも検討が加えられ、昭和 56 (1981) 年度から、委嘱校の研究発表は毎年 2 校ずつ、そしてそれに日本放送協会学園高校が 1 年おきに加わる、という現在の形になった。

さらに、研究委嘱校が特定の地区に偏らないようにするためと、委嘱校の円滑な研究活動を支援するために、各地区通研にも放送教育研究委員会を設置することを提案し、全通研の常務理事会の承認を経て、各地区通研会長に設置を要請した。

昭和56(1981)年度

京都大会のテーマは、「放送利用の実践と継続をめざして」であった。

この年も前年度に引続き、過去 20 年間の委嘱校報告(54 校、のべ154 校)の抄録の作成、及び、昭和55(1980)年度以後の委嘱校報告などを収録するための新しい研究集録「全通研放送教育研究」の創刊号の編集など、かなり大きな事業を行っている。

昭和57(1982)年度

松江大会のテーマは前年度と同一であった。積極的に放送を利用していくことを前提と して問題点を指摘し、その解決について協議がなされている。

また、昭和38 (1963) 年度から昭和55 (1980) 年度までの委嘱校の研究報告の抄録を収めた「全通研放送教育研究抄録-NHK通信教育研究委嘱校研究要録の20年-」、及び、昭和55 (1980) 年度以後の委嘱校の研究報告などを収録するための新しい研究集録「全通研放送教育研究」の創刊号を発行した。

昭和58 (1983) 年度

高知大会で、「全通研放送教育研究」第2号を発行し、その中で「放送利用に関する一間一答集(その3)」を提示した。

また、NHKと共同で、全国各校の生徒を対象にした「放送利用実態調査」というアンケート調査を実施し、4315名の回答の分析を行った。その結果は、翌年発行の「全通研放送教育研究・第3号」に掲載されている。

昭和59(1984)年度

この年は教員を対象にして、「放送利用に関する意識や態勢の実態についてのアンケート調査」を行った。回答校数は74校、回答科目数はのべ1406科目であった。この調査の集計結果は、翌年発行の「全通研放送教育研究・第4号」に掲載されている。

また、各校の「機材の保有状況」についても調査を行い、その結果も同誌に報告している。

昭和60(1985)年度

この年は、その後何年にもわたって行われることになる「モニターアンケートによる高

校講座番組研究」という名のアンケート調査を開始した。

多くの教員に同一番組を視聴してもらうことによって、番組に関する多角的な意見や感想を得ること、及び教員の番組への関心と理解を深めることを目的とした調査である。

この年は初年度として1年次科目の5科目を対象に、その科目の担当教員に 12 月の1週目の番組を視聴してもらい、番組内容や放送利用についての意見や見解を回答してもらった。集計結果は、翌年発行の「全通研放送教育研究・第5号」に掲載されている。

昭和61 (1986) 年度

この年は、前年に引き続き「モニターアンケート調査」2年目として、2年次科目に相当する7科目を対象に調査を行った。集計結果は「全通研放送教育研究・第6号」に掲載されている。

昭和62(1987)年度

この年は、前々年からの3回にわたる「モニターアンケート調査」の締めくくりの年として、残りの7科目を対象に調査を行った。集計結果は「全通研放送教育研究・第7号」に掲載されている。

その末尾の「おわりに」に述べられているように、この研究は全国の教員が同一の番組をモニターすることによって番組に対する共通の理解が生まれ、それが放送利用のささやかな土台にもなるであろう。という期待をこめてスタートした研究であった。幸いにも、全国の多くの教員から番組に対する具体的かつ貴重な意見が数多く集まり、初めての試みにしてはかなりの成果が得られた。

昭和63(1988)年度

この年は、3年間にわたる「モニターアンケート調査」が完結したのを受けて、通信教育における放送利用について、歴史的な経過なども踏まえながら、その意義や番組編成の仕組み、学習効果などについて簡単な解説をまとめ、それを「全通研放送教育研究・第8号」で発表した。

また、放送利用の実践に役立てるべく、各校から集めたさまざまなタイプの視聴票を類別して解説を加え、それを「視聴票のいろいろ」と題して「全通研放送教育研究・第8号」に掲載した。これについては、昭和54(1979)年に冊子の形で一度発行しているので、これが2度目である。

平成元 (1989) 年度

この年から再び、3年間にわたる「モニターアンケート調査」を開始した。今回は実施時期を6月とし、アンケート項目も、レポートとの関連性についての質問を加えるなど、前回よりやや進んだ段階へ踏みこんだ内容のものとした。対象は1年次科目の5科目である。集計結果は「全通研放送教育研究・第9号」に掲載されている。

また、放送教育に関する諸問題を一問一答形式で解説したものに、視聴票のサンプル集を付けて1冊にまとめ、「放送教育の手引き」と名付けて、翌年の全国大会(松山)で発表・配付した。

平成2(1990)年度

この年は、新「モニターアンケート調査」の2年目として、2年次科目の7科目を対象に、調査を行った。集計結果は「全通研放送教育研究・第10号」に掲載されている。

平成3 (1991) 年度

この年は、新「モニターアンケート調査」の締めくくりの年として、残りの7科目を対象に調査を行った。その結果は「全通研放送教育研究・第11号」に掲載されている。

平成4 (1992) 年度

この年は、これまで前後 2 回・6 年間かけて行ってきた「モニターアンケート調査」について、その 6 年分の研究結果を集約した「まとめ」を作成し、それを「全通研放送教育研究・第 12 号」に掲載した。

毎年の集計や検討の作業にはたいへんな労力を要したが、それがこうした1つの資料に まとまってみると、それはやはりそれなりに価値のある調査だったということができる。 こうした委員会の努力が、今後の放送利用の進展に活かされることを期待したい。

平成5 (1993) 年度

この年は、各校における放送番組の録音・録画などの実態について調べる「実態調査アンケート」と、富山大会の参加者にあらかじめ放送利用についての意識をもってもらうための「事前アンケート」を実施し、その集計結果を富山大会で発表した。

平成6(1994)年度

この年は、新カリキュラムのスタートの年であり、新しい番組がいくつか誕生した。そこで、その番組を含めた全番組の新カリへの対応をチェックするべく、再び「モニターアンケート調査」を行った。今回は全科目を対象とし、内容的にも、これまでの調査に準じた質間項目に多少新しい質問を加えたものとした。そして、その集計結果をNHKに提示して、番組制作者からモニター結果に対する「コメント」を出してもらい、集計結果にそれを添えて、奈良大会で発表した。あわせて、「全通研放送教育研究・第14号」にも掲載した。

平成7(1995)年度

平成元 (1989) 年に作成した「放送教育の手引き」の内容を一部改めるとともに、一問一答の全面的な見直しをし、改訂版を作成した。翌年の全通研大会(山口)で発表・配付した。

また、著作権セミナー(研修会)に委員が参加し、放送教育の多くの場面でその可否が問題となる著作権について研修を行った。

平成8(1996)年度

「保健体育」「オーラルコミュニケーションA」「家庭一般」の新しく開設された放送

の積極的利用をどう進めていくか、低学力生・不登校生への放送教育の勧め、などを主たる研究テーマとして議論していくことを確認した。

また、この年から、全通研主催の研修会がスタートした。第1回は科学技術学園高校の担当で行われ、テーマは「双方向遠隔授業」。以後、5回にわたって行われたこの研修会は、内容的には放送を含めたマルチメディア教育に関することが中心であり、当委員会の活動の今後の方向性に多大な影響を与えるものとなった。

平成9 (1997) 年度

この年は、「放送利用・年間の取り組み」というテーマで、年度始め、年度中盤、年度末に分け、それぞれの時期に行うべき適切な放送利用の取り組みについて検討し、まとめた。翌年の全通研大会(盛岡)で発表し、あわせて「全通研放送教育研究・第17号」にも掲載した。

第2回研修会は、東海大望星高校の担当で、「放送教育の現状と将来展望・CS-PC M放送と第2世代マルチメディア教材開発」というテーマで行われた。

平成 10 (1998) 年度

第3回研修会が新宿山吹高校の担当で行われた。テーマは「通信制課程における単位制の取り入れについて」である。

「高等学校通信制教育実態調査アンケート」が行われ、放送教育に関する調査項目の結果について平成元 (1989) 年度の調査結果との比較・検討を行った。

平成 11 (1999) 年度

ネット情報の広まりの中で、全通研のホームページ開設について検討を行った。 第4回研修会が日本放送協会学園高校の担当で行われた。テーマは「本校におけるマル チメディア教育の研究」である。

平成 12 (2000) 年度

この年は、全通研としての視聴報告書(視聴票)の標準パターンを作成し、それを全国の学校に提示し、放送利用の促進に役立ててもらうという活動に取り組み、翌年の全通研大会(静岡)で発表した。

また、平成13(2001)年1月には全通研のホームページを立ち上げ、当委員会としてその中に「放送委員会だより」の内容を掲載することとした。

第5回研修会が千葉東高校担当で行われた。幕張の千葉県情報教育センターを会場とし、「インターネットを利用した学習支援活動」というテーマで行われた。

平成 13 (2001) 年度

前年度、本委員会で作成した視聴報告書標準パターンは、左半分が放送内容のまとめ、 右半分は視聴アンケートと番組に対する感想・意見・要望など番組モニター的なものとし、 NHKにそのまま情報を提供することによって、視聴生徒の生の声が放送に反映されることが期待できるものとした。 また、今後の地上波デジタル放送の開始や高校講座のデジタル化の流れに伴い、放送とインターネットを結び付けたメディア教育の展開についてNHKより説明を受け、議論を行った。11月には、ITを活用した通信制学習指導研究を目的に、ネットラーニングシステム開発研究委員会(仮称)が発足し、本委員会、NHKと密接に連携しながら活動を進めていくこととなった。平成14(2002)年2月には、番組とWebページとを連動させた新しい高校講座「化学」の試作について、ネットラーニングシステム開発研究委員会とともに学習効果等の検証を行った。

平成 14 (2002) 年度

ネットラーニングシステム開発研究委員会がeラーニング研究委員会と改称した。 新教育課程科目「情報A」「理科総合A」「理科総合B」及び「家庭総合」の高校講座 試作番組が、いずれも Web ページと連動させる新しい形式で放送され、各校の生徒のアン ケート調査等の結果をもとに学習指導内容や学習効果等についての検証を行った。

また、「放送教育の手引き・第三版」を作成。全通研ホームページに掲載するとともに、 翌年の全通研大会(島根)で発表・配付した。

平成 15 (2003) 年度

通信制の高校では、テレビ・ラジオ放送やインターネットをより有効に使う方法を検討していくことが必要であり、eラーニング研究委員会と十分連携した活動を行っていくことが求められているという意見が出された。

平成 16 (2004) 年度

e ラーニング研究委員会と合同会議を開催するなど、緊密な連携を持つことが確認された。

放送教育の利用に関して、放送番組の視聴やBBS (Bulletin Board System) の利用だけではなく、番組の見方の訓練やBBSで議論したことをどうレポートにつなげるかなど、これらのメディアを効果的に活用していくことに関して検討した。

平成 17 (2005) 年度

全通研第8回研修会(都立砂川高校、e ラーニング研究委員会と合同)を実施した。 放送教育研究委員会研修会として、高校講座収録見学(NHKスタジオ)を実施した。

平成 18 (2006) 年度

放送視聴の拡大を図るために、放送番組の見方を学校で指導することや、より効果的に 学習させるための視聴票の工夫などについて意見交換を行った。

放送教育研究委員会研修として、高校講座「数学 I」「化学」の収録を見学した。

平成 19 (2007) 年度

平成 20 (2008) 年度実施の「通信教育実態調査」に向けて、放送視聴関連の調査項目及びアンケート質問項目の検討を行った。

放送教育研究委員会研修として、高校講座「地理」(テレビ)の収録を見学した。

平成 20 (2008) 年度

「通信教育実態調査」に向け、アンケート質問項目の検討を行い、最終案を決定した。 平成21 (2009) 年度の発行を目指して、「放送教育の手引き・第4版」の改訂作業に取り組んだ。平成19 (2007) 年度からラジオの講座、平成20 (2008) 年度からはテレビの講座についても、インターネットを通じたストリーミング配信が開始され、放送教育を取り巻く環境が大きく変化しようとしており、手引きの改訂が必要となった。

放送教育研究委員会研修として、高校講座「家庭総合」「情報A」(テレビ)、「国語表現I」(ラジオ)の収録を見学した。

平成 21 (2009) 年度

NHK高校講座の Web 配信や新番組「ベーシック 10」の開始を受けて、新時代の放送コンテンツに単なる代替物ではない新たな価値を見いだし積極的に生徒の学習活動と融合させていこうという試みが現れ始めた。各校での新しい事例等を収集・紹介し、研究を推進していく方向性が確認された。

放送教育研究委員会研修として、高校講座「日本史」(テレビ)の番組収録及び物理実験 ロケの見学及びラジオ番組講師の体験研修及びを行った。

平成 22 (2010) 年度

関通研大会放送教育分科会では、研究協議をグループワーク形式で実施し、大いに盛り上がった。NHK高校講座のWeb 化や新番組「ベーシック10」、新学習指導要領における振り返り学習の位置づけ等が新たな関心と工夫を喚起し、視聴代替としてのみならず、面接指導や補修の中で放送番組を積極的に活用しようという流れが各校の動向に感じられた。放送教育研究委員会研修として、高校講座「数学基礎」(テレビ)の番組収録見学及びラジオ番組講師の体験研修を行った。

平成 23 (2011) 年度

交通機関が発達している首都圏の公立学校ではスクーリングとレポート提出と試験に重点を置いており、NHK高校講座を面接指導の代替措置としてあまり活用していない傾向にあることを再確認した。

放送教育研究委員会研修として、高校講座「ベーシック数学」(テレビ)の番組収録見学 を行った。

平成 24 (2012) 年度

公立高校と私立高校が抱える課題や現状及び指導方法等について、情報交換を行った。 放送教育研究委員会研修として、高校講座「世界史」(テレビ)の番組収録見学を実施した。

平成 25 (2013) 年度

放送教育研究委員を排出する東京・埼玉・千葉・神奈川とは、比較的活発に交流・情報交換を行えている一方で、群馬・栃木・茨城・新潟・山梨との情報交換の場は関通研大会に限られている。現在の組織・システムにおいては難しいが、地区全体が集まれる場の設定方法について検討した。

放送教育研究委員会研修として、高校講座の番組収録見学及びラジオ番組講師の体験研修 を行った。

平成 26 (2014) 年度

昨年度までベテラン委員に蓄積されたノウハウに頼っていた全国大会放送教育分科会運営について、システムを構築した。今後の課題として、平成20(2008)年作成の「放送教育の手引き・第4版」を見直し、放送教育の提言を行うことが確認された。

放送教育研究委員会研修として、高校講座の番組収録見学を行った他、別日程で遠方の全 通研加盟校から希望者が事務局集約で参加し、番組収録見学及びNHKとの意見交換を行った。

平成 27 (2015) 年度

例年各地区大会に放送教育研究委員を派遣しているが、今年度は台風のため四国地区への 委員派遣ができなかった。

放送教育研究委員会研修として、高校講座「ベーシック数学」(テレビ)の番組収録見学 及びラジオ番組講師の体験研修を行った。

平成 28 (2016) 年度

「放送教育の手引き・第4版」の改定に着手した他、e ラーニング研究委員会との委員会合同実施について協議した。

放送教育研究委員会研修として、高校講座「簿記」(テレビ)の番組収録見学を行い、N HKとの意見・情報交換を実施した。

平成 29 (2017) 年度

「放送教育の手引き・第4版」の改編作業を継続実施するとともに、第1回、第4回の委員会をeラーニング研究委員会と合同で実施した。

放送教育研究委員会研修として、高校講座「コミュニケーション英語 I」(テレビ)の番組収録見学を行い、NHKとの意見・情報交換を実施した。

平成 30 (2018) 年度

放送教育研究委員会とeラーニング研究委員会を合併し、名称は放送教育研究委員会を引き継ぐこととした。「放送教育の手引き・第4版」の改編作業を行った。また、NHKより依頼を受け、今年度より新たに行われた第1回NHK高校講座活用実践講座に講師を派遣した。

放送教育研究委員会研修として、高校講座「地理」(テレビ)の番組収録及び「生物基礎」 (テレビ)のナレーション収録見学を行い、NHKとの意見・情報交換を実施した。

4 地区通研・放送教育研究委員会について

放送教育の研究委嘱の主体が昭和55(1980)年度から全通研に移ったのを機会に、委嘱校が特定の地区に偏らないようにし、かつ委嘱校の研究活動の円滑化を支援するために、各地区通研にもそれぞれの放送教育研究委員会を設置することが提案された。それを受けて漸次、各地区に放送教育研究委員会が設置された。

地区通研放送教育研究委員会の役割としては、地区内における放送教育の推進を目的として、具体的には以下のようなことを、お願いしている。

- (1) 地区内各校の放送教育の現状と問題点を把握する。
- (2) 地区内各校の放送利用の実践例を収集する。
- (3) 番組内容についての意見・感想・要望等を把握する。
- (4) 地区内における研究委嘱校を選定する。
- (5) 地区通研大会の放送教育分科会の運営に携わる。
- (6) 全通研のアンケート調査などの地区内における取りまとめを行う。
- (7) 他地区通研の委員会や全通研の委員会と情報を交換する。
- (8) 放送教育連絡協議会(全通研大会時に開催)で、情報交換を行う。

各年度における各地区委員会の活動については、次年度の「全通研放送教育研究」に掲載されているので、ここでは割愛する。

第6章 放送利用の研究と研究委嘱校について

1 放送利用の研究の進め方

放送利用の研究を進めるにあたって、研究テーマはどのようにして選ぶか、研究体制はどうしたらよいかなど、留意点を挙げる。

(1) 研究テーマについて

テーマについてはいろいろと考えられるが、まずは日常の学習指導と放送利用とを結びつけて 追求できそうな課題があれば、それを選んで取り組んでみる。もちろん、これに限らず、放送利用 との関連で教育効果の向上が期待できそうな方法を探り、実践してその効果が確認できるもので あれば、どのような内容でもよい。

たとえば、面接指導で生徒の理解度に問題点があるとしたら、放送利用(家庭視聴)の徹底によって、理解度にどのような変化が見られるかを調べるのもよい。また、放送利用によって、自学自習が中心となっている通信制生徒の日常の学習時間や学習継続性がどのように変化するかを調べるのも、通信制の学習を考える上で興味深いテーマとなるだろう。

これらのテーマを具体的にどのように展開させ調査していくか、テーマ設定の際、その手順を 十分に検討しておくとよい。すなわち、学習指導のシステムの中に放送をどのように取り込めば、 当面している課題や問題点が解決できるか検討し、その実践方法や調査方法なども十分に詰め ておくことが大切である。

実践研究は、本来教育方法の開発を意図するものである。改善をめざす教育方法の中に放送を取り入れ、教育的に効果のある有効な利用方法などが見いだされれば理想である。なお、研究テーマとしては、学校全体での放送利用の推進を探求するほか、現在通信制高校の多くが共通して抱えている諸問題、不登校生・転編入生の増加や若年化に伴う低学力、学習意欲の低下に対処する方策の一つとして、放送をどのように位置づけ利用していくか、などもぜひ研究したいテーマである。

また、科目単位でのレポート・スクーリング・テストと、家庭での放送利用を有効的に関連させる にはどうしたらよいかを、実践的に研究することも期待される。

(2) 研究計画と体制づくり

研究には様々な方法がある。まずきちんとした計画や見通しを立て、研究すべき内容を整理した上で行うのが一般的である。

体制づくりは、放送利用の指導体制の整備にほかならない。放送利用の習慣化は、日常の学習を停滞させない。このことを十分に教員が理解し、生徒にも理解させておくことが必要である。

さらに、教員自身が可能な限り放送を視聴し、その上で生徒の疑問に答えるなど、体制を整えておくことも大切である。このような交流は、生徒との親近感を育み、同時に視聴効果が現れれば、生徒の自発的な視聴意欲、ひいては学習意欲がさらに促されることにもつながるであろう。また、視聴内容に関して教員と生徒の間で交わした対話の記録は、実践の成果として番組改善に有益な資料となる。

また、教員同士で放送に対してある程度共通理解を図っておくことも、研究を進める上で必要

なことである。研究計画と体制づくりは、一教科担当の指導方針にとどまらず、その学校全体の 指導方針として位置づけられ、計画されるのが理想である。したがって、学校内で十分に検討す ることが必要であろう。しかし、放送利用の体制は、一挙に成し遂げられるものではない。場合に よっては、組織づくりや委員会なども必要となるかもしれない。これまでの研究委嘱校にも、学校 全体の研究体制をめざして、これを成功させた報告がいくつかあるので、参考にするとよい。

2 研究事例と研究実践例

ここに掲げたのは、全通研放送教育研究委員会で検討した研究事例と、実際に放送利用に取り組み、その成果を報告した研究実践例である。

《研究事例》

研究の目標	●通信制では自学自習が主体となっているが、家庭における個別学習
	等を定着させるために、放送利用をどのように利用していくか、その方 法
	や効果を究明する。
研究のねらい	●実践的経験を通して、レポート、教科書、学習書等の教材に対する放
	送の位置づけを確かめ、実施校の教育計画に見合った放送視聴体制 を
	検討し、確立する。また、個別学習を充実させる具体策を検討する。
研究課題例	●家庭学習に放送教材を正しく位置づけるにはどうすればよいか。
	●レポートに放送利用を導入するには、どうすればよいか。
	●学習理解・学習意欲または学習定着こ及ぼす放送規語の効果を調べる。
	●放送視聴とレポートの関連性の研究。
	●放送学習に有効な教材等の研究。
	●効果的な視聴指導はいかにあるべきか。
	●集団生に効果的な放送視聴をさせるには、どうすればよいか。
	●有効な放送視聴票の作成・活用。
	●校内視聴指導体制のあり方。
	●放送学習を継続させるための諸要素を研究する。

3 放送教育研究委嘱校について

(1) 研究委嘱の経緯

昭和28(1953)年4月、NHKから高校通信教育生向け講座が全国で開始され、次第に科目の 充実と各実施校教員によるローカル放送等が増え、各学校では通信高校講座の利用について 論議されるようになった。

昭和 33(1958)年度全通研の前身である全国通信教育研究協議会連合会(昭和 36《1961》年度全通研と改める)山口大会で「NHK高校講座」に関するアンケートが実施された。

翌、昭和34(1959)年度甲府大会で、初めて放送教育について研究協議が行われた。

翌、昭和35(1960)年度大分大会で、NHKから研究委嘱校について説明がなされ、「NHK通信教育研究委嘱校」制度を発足させた。当初は、NHK単独委嘱であり、委嘱期間を2年とし、NHK本部および各中央放送局管内ごとに、1~2校の計16校を委嘱した。年度によっては17・18校のこともあった。

昭和 43(1968)年度から、NHK・全通研と共同で研究テーマ「NHK通信教育放送利用研究6ヶ年計画」を作成し、「放送教育研究委嘱校」4校に委嘱することになった。以降委嘱校を4校とした。委嘱終了の翌年、全通研大会で発表するために、大会当日「NHK通信教育委嘱校研究要録」を発行していた。この年、全通研事業部に「放送教育研究委員会」を組織した。

昭和 55(1980)年度より、高等学校学習指導要領の改訂(昭和 57《1982》年度より実施)を機に、NHKの通信高校講座の取扱いが改編されることとなった。また、「第5章の3 委員会の活動」の中にその経緯があるが、放送教育研究の委嘱方法は、NHKから全通研への一括委嘱となった。全通研では、研究期間を2ヶ年とし、毎年公募により2校を単独で委嘱する取り扱いをすることになった。

(2) 放送教育研究発表と研究要録について

昭和 35(1960)年に放送教育研究委嘱が発足しているが、研究発表については、昭和 35(1960)年~37(1962)年度の研究収録が残っていないため不明である。

昭和 37(1962)年度から「全国放送研究会連盟」(全放連)の呼びかけにより、「放送教育全国 大会」に合流し、高等学校部会の通信教育分科会として発表を行っている。

この発表会は、参加者が少ないため昭和 43(1968)年をもって打ち切り、それに代わって、全通研大会及び地区通研大会には「放送教育分科会」をおくこととした。

翌、昭和44(1969)年度全通研高松大会から現行のように分科会を設け、今日に至っている。

昭和43(1968)年度までは、全放連全国大会高校部会の通信教育分科会での発表校が16校前後であったため、2~3分科会に分けて行い、それぞれのテーマを設定して発表している。研究要録も発表の収録という形で「研究発表」・「研究協議」を掲載している。

従って、研究要録は、例えば昭和38(1963)年度は以下のような形式となっている。

A「放送利用を推進するための学校の体制について」

研究協議用紙A

- BI「生徒の学力と放送の利用について」
- BⅡ「カリキュラムと放送利用の関係について」

研究協議要旨B

昭和44(1969)年度からは、全通研大会当日、研究要録として配付し研究協議している。

昭和 55(1980)年度からNHKより全通研に委託され、全通研が研究委嘱するようになったのを機に、研究要録の内容は「委嘱研究報告」、「地区通研活動報告」、「全通研本部報告」とした。

昭和 57(1982)年から、「NHK通信教育委嘱校研究要録」は「全通研放送教育研究」と名称変更し、5月に創刊号を刊行した。以後毎年刊行され、本年度は第 36 号を刊行し、今日に至っている。なお、創刊号と併せて、「全通研放送教育研究抄録 ~ NHK通信教育研究委嘱校研究要録の 20 年 ~」を編集・刊行した。この冊子には昭和 38(1963)年度~55(1980)年度の「研究要録の抄録」と「全通研放送教育研究委員会発刊物抄」としてまとめられ、先人達のなみなみならぬ苦労と研究の足跡が伺える貴重な資料となっている。

(3) 放送教育研究委嘱校の輪番制について

昭和55(1980)年に全通研が放送教育研究の委嘱をするにあたり、「全通研放送教育研究委嘱要項」を定めた。毎年度末に、この要項と「調査書」を送付し、全加盟校に委嘱校を公募していた。地区の偏りをさけるために、2校のうち1校は全通研主管地区で発表できるように各地区放送教育委員会に依頼してきた。

平成3(1991)年に委嘱校の公募を取り止め、これまでの方法を考慮しつつ、2校とも各地区通研の輪番制にすることが確認された。平成7(1995)年度の全通研奈良大会の放送教育連絡協議会でこのことを再確認した。

委嘱校の輪番制についての確認事項は以下のとおりである。

①毎年度ごとに2校ずつ放送教育の研究を委嘱する。

詳細については「放送教育研究委嘱要項」(P. 34)を参照。

委嘱を受けた学校は、定められた期限までに「調査書」を提出する。

2年間の委嘱期間に、委嘱費としてNHKより委嘱費 20 万円を受ける。

②輪番A

全通研大会主管地区の1校が、主管する年度に放送教育分科会で発表するように委嘱する。

③輪番B

平成4年度から、東北・北海道地区から地区輪番制により委嘱する。

④下記の輪番A・Bに従い、各地区通研が委嘱校を決定する。 委嘱校は委嘱2年目に地区通研大会で発表し、翌年全通研大会で発表する。

(4)全通研放送教育研究委嘱校 地区輪番表

年	全通研大会主管地区開催地	輪番A地区·研究委嘱校	輪番B地区·研究委嘱校	備考
度				
2001	中部 静岡市	中部 華陽フロンティア	東北・北海道 郡山萌世	N学
2002	近畿 姫路市	近畿 西舞鶴	関東 千葉東·東海大望星	
2003	中国 米子市	中国 山口	中部 松本筑摩	N学
2004	四国 徳島市	四国 中村	近畿 長尾谷	
2005	九州 福岡市	九州 碩信	中国 岡山操山	N学
2006	東北・北海道 仙台市	東北・北海道 鶴岡南	四国 松山東	
2007	関東 東京都	関東 水戸南	九州 開陽	N学
2008	中部 長野市	中部 旭陵	東北・北海道 北斗	
2009	近畿 大津市	近畿 京都美山	関東 新潟翠江	N学
2010	中国 岡山市	中国 広島東	中部 静岡中央	
2011	四国 高知市	四国 高知北	近畿 長尾谷	N学
2012	九州 佐賀市	九州 湧心館	中国 米子白鳳	
2013	東北・北海道 福島市	東北・北海道 有朋	四国 今治精華	N学
2014	関東 東京都	関東 千葉大宮	九州 爽風館	
2015	中部 金沢市	中部 飛騨高山	東北・北海道 秋田明徳館	N学
2016	近畿 和歌山市	近畿 八洲学園	関東 新潟翠江	
2017	中国 松江市	中国 岡山操山	中部 華陽フロンティア	N学
2018	四国 松山市	四国 未来	近畿 青雲	
2019	九州 長崎市	九州 延岡青朋	中国 浜田	N学
2020	東北・北海道 札幌市	東北・北海道 北海道芸術	四国 日本ウェルネス	

備考:日本放送協会学園高校(平成 30 年度よりNHK学園高等学校と校名変更。N学と備考に表記)は輪番A・Bとは別枠に、全通研大会で隔年発表する。

(5) 放送教育研究主題と研究委嘱校

(5)	
平成14(2002)年度 兵庫大会	
1「自学自習を促進するための放送教育の利用について」	京都府西舞鶴高校
2「望星高校における放送教育」	海大学付属望星高校
3「放送利用コーディネーターとしての教師の役割」	千葉県千葉東高校
平成15(2003)年度 鳥取大会	
1「生徒の学習意欲を高めるための放送教育」	山口県山口高校
2「効果的な放送教材の利用法」	長野県松本筑톽高校
3「体育におけるラジオ放送学習について」	日本放送協会学園高校
平成16(2004)年度 徳島大会	
1「本校における放送教育・視聴覚教育」	長尾谷高校
2「本校における放送教育活用の取り組みについて」	高知県中村高校
平成17(2005)年度 福岡大会	
1「本校における放送教育の実践」	岡山県岡山操山高校
2「通信制高校における放送教育の活用」	大分県碩信高校
3「情報科におけるNHK高弦講座と番曲ホームページを活用した	
ネット学習指導の取り組みについて」	日本放送協会学園高校
平成18(2006)年度 宮城大会	
1「本校における放送視聴の効果的利用について」	山形県鶴岡南高校
2「放送教育の利用を目指して」	愛媛県松山東高校
平成19(2007)年度 東京大会	
1「本校の実情に即した、より良い放送教育の活用をめざして」	鹿児島県立開陽高校
2「我が校の放送教育の取り組み」	茨城県立水戸南高校
3「リポート作成における放送の活用とその効果」	日本放送協会学園高校
平成20(2008)年度 長野大会	
1「放送利用の環境構築および放送教材の効果的利用について」	青森県北斗高校
2「本校生徒とNHK高校講座」	愛知県旭陵高校
平成21(2009)年度 滋賀大会	
1「インターネットを使ったNHK高校講座の活用方法について」	京都府美山高校
2「本校における放送視聴の現状と利用促進のための研究」	新潟県新潟翠江高校
3「放送視聴におけるネット利用について」	日本放送協会学園高校
平成22(2010)年度 岡山大会	
1「本校における放送教育の推進と課題について」	広島県東高校
2「通信制教育における放送視聴へのポータル機能充実に関する研究」	静岡県静岡中央高校
平成23(2011)年度 高知大会	
1「本校における放送利用の促進」	高知県高知北高校
2「本校における放送教材等の活用について」	長尾谷高校
3「数学 I 履修者の放送視聴を利用した問題解決について」	日本放送協会学園高校

平成24(2012)年度 佐賀大会	
1「放送視聴の積極的利用の試み」	熊本県湧心館高校
2「放送教育は一人学習を補完するか」	鳥取県米子白鳳高校
平成25(2013)年度 福島大会	
1「放送視聴の利用を目指したデジタルコンテンツの作成と活用について	北海道有朋高校
2「本校における効果的な放送教育の促進について」	今治精華高校
3「国語表現 I 」におけるNHK一般放送番組の活用とその可能性	日本放送協会学園高校
平成26(2014)年度 東京大会	
1「通信制高校における学習環境づくり」	千葉県千葉大宮高校
2「放送視聴の積極的活用に向けた取組」	大分県爽風館高校
平成27(2015)年度 石川大会	
1「放送教育の充実」	岐阜県飛騨高山高校
2「本校における放送教育・視聴覚教育の取組」	秋田県秋田明徳館高校
3「放送視聴を利用した『反転学習』の試行」	日本放送協会学園高校
平成28(2016)年度 和歌山大会	
1「放送視聴教育の「よこ」と「たて」の連携に向けた取組」	新潟県新潟翠江高校
2「放送視聴の活用と放送視聴学習の可能性」	八洲学園高校
平成29(2017)年度 島根大会	
1「生徒の学習支援のための放送教育の活用」	岡山県岡山操山高校
2「放送教育による個に応じた指導と探求的な学習の充実」	岐阜県華陽フロンティア高校
3「放送による学習効果の向上を目指して」	日本放送協会学園高校
平成30(2018)年度 愛媛大会	
1「未来高校における放送教育の取組」	未来高
校	
2「生徒の学習支援をめざしたNHK高校講座の活用」	兵庫県立青雲高
校	
備考:日本放送協会学園高校は、平成30年度よりNHK学園語	1 年学校と校名変更

備考:日本放送協会学園高校は、平成30年度よりNHK学園高等学校と校名変更。

放送教育研究委嘱要項

全国高等学校通信制教育研究会

1. 委嘱の目的

- (1) 通信制教育の学習形態の中に、放送教育を積極的に取り入れるための実践研究をする。
- (2) 放送利用研究の中心校として、研究成果を地区および全国の各実施校に反映させる。
- (3) 「NHK高校講座」および Web コンテンツ番組改善のためのモニター用紙(P. 37)を提出する。

2. 委嘱の期間

委嘱の期間は、4月1日から翌年度の3月31日までの、2か年間を原則とする。

3. 研究主題

原則として各委嘱校で設定し、2年間を通して同一主題で実践研究を行う。なお、主題の 設定に当たって、次のことに充分留意する。

- (1) 基本的には、学校の体制ないし研究計画に沿うこと。
- (2) 全通研発行「全通研放送教育研究」「放送教育の手引き 第5版」を参考にする。
- (3) 地区通研または地区放送教育研究委員会と協議のうえ、地区通研の研究計画と関連が保たれるように配慮する。

4. 研究発表ならびに研究資料の提出

- (1) 新たに委嘱を受けた学校は、「調査書」(別途配付)を提出する。
- (2) 委嘱1年目に当たっては、3月31日までに**中間報告書**として、経過と今後の研究計画を A4版1枚程度にまとめ提出する。
- (3) 委嘱2年目には、地区通研大会の放送教育分科会で実践研究の中間発表を行う。
- (4) 委嘱が終了した年の全通研大会の放送教育分科会で、実践研究の成果について発表 を行う。
- (5) 委嘱研究終了時に、研究報告書(全通研大会の発表資料を兼ねる)を提出する。
 - ア. 研究報告書

A4版 1頁 1行40字×40行 15頁程度(含データ、グラフ、資料等)

イ. 提出部数

2部 (原稿を記録したデジタルデータ等を付けること)

ウ. 報告期限

3月末日(必着)

(6) 調査書・中間報告書・研究報告書の送付先

〒110-0015 東京都台東区 東上野4-13-3 服部ビル

全通研事務局(放送教育研究委員会)

5. NHK高校講座のモニター

- (1) モニターにあたって
- ア. テレビとラジオについて視聴する。
- イ. 同一番組を通年でモニターする、適宜モニターするなど高校講座の改善に寄与する よう 視聴の講座数、回数は委嘱校が設定する。
- (2) モニター用紙(別途配付)の提出時期について *年度末にまとめて提出するのではなく、随時提出する。
- (3) モニター用紙の送付先

〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町7-13第2共同ビル南館2階

NHKエデュケーショナル 教育部 高校講座 宛 FAXの場合 03-3462-7990

6. 委嘱費

- (1) 研究委嘱費は、1校 1年間 10万円 (2年間で、計20万円)
- (2) 委嘱費支出計画書(別紙様式)を年度毎に提出する。

年度~ 年度

放送教育研究委嘱校 調査書

年 月 日

学	校	名			
所	在	地		話	
校	長	名		教頭名	
研究	責任者	名			
専任	教職員	数	名	生徒数	名
研ダ	ピティ	ーマ			
[研	究 計	画			
 [希望	₫•意見	等]			

NHK高校講座	Ŧ	_	タ	_	用	紙 科目名
---------	---	---	---	---	---	-------

NHK高校語	再生 し	— У	л	小八	件日名
学校名			モニター氏名		
子以口					
利用日	年	月日()	放送タイトル		
利用しての	ご感想をお聞	肋っせください。			
ご意見•ご要	要望をお聞か	せください。			
生徒にこの	<u></u> 番組の利用を	 >すすめています		利用	を生徒にすすめるに当たっての
		かせください。		. •	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

資料1「通信教育の発展とメディアの変化」

1 通信教育と放送

放送は学習内容の理解だけでなく、ともすれば孤立しがちな通信制生徒が自宅で学習を 進めるためのモチベーション維持の担い手となり、更にはペースメーカー的な役割を果た す、通信制生徒の学習の良きパートナーである。

通信教育が確立してきた歴史において、放送は欠かすことができない構成要素である。 本稿は、通信教育の発展における放送の果たした役割と、変化するメディア、及びこれからの放送利用について、それらを考える材料として役立てていただきたい。

2 通信教育と高校講座

高校通信教育が学校教育法で法制化されたのが、昭和22 (1947) 年3月であり、実際に設置されたのは、昭和23 (1948) 年3月、その間わずか1年であった。そして通信制教育に初めて放送が導入されたのは、昭和26 (1951) 年8月、仙台においてである。

発足したばかりの通信制教育は、教材不足と学力低下という問題をかかえることとなった。これらを補強し、全日制・定時制(以下通学課程という)との格差を縮めるのに、放送教育の利用が最適だと考えられた。それというのも、昭和6(1931)年以来の教育放送(「語学講座」「実業講座」等の社会教育番組、昭和8年(1933)以降の学校放送番組)の実績が、広く認められていたためである。こうして宮城県では、昭和26(1951)年ラジオ番組「青少年の時間」の一部をさいて、全国最初の放送教育が実現した。このとき放送されたのは、国語・英語・地学の3科目であった。

その2年後(昭和28年)、教育現場の強い要望が取り入れられ、国語・一般社会・英語の3科目がラジオによる「NHK高等学校講座」(昭和35年からはテレビも)で全国放送され、放送教育の利用は全国に及んだ。これに伴い文部省は、昭和32(1957)年12月学習指導要領で放送利用を正式に認め、ラジオによる「NHK高等学校講座」利用者には面接指導時間数の10分の3、ついでテレビの場合は10分の5を免除するという措置をとった。(平成30年3月告示の新高等学校学習指導要領では、面接指導等時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。資料2参照)

その後「NHK高等学校講座」は逐次拡充され、昭和38 (1963) 年には全通研標準教育 課程の全科目を網羅した「NHK通信高校講座」(21 科目) に発展した。昭和33 (1958) 年にはFM東海(のちのFM東京)の「高校通信教育講座」が、また昭和39 (1964) 年に は東京12 チャンネルの「通信工業高校講座」がそれぞれ同様の期待を担ってスタートして いる。

3 通信制教育の確立と放送の果たした役割

通信制教育は、昭和22 (1947) 年に公布された学校教育法第45条の「高等学校は、通信による教育を行うことができる」をうけて、昭和23 (1948) 年3月に、国語1科目を実施科目として発足した。昭和24 (1949) 年には4科目24単位となり、開講科目と付与単位数は増加していくが、卒業資格の一部にすることができるだけで、卒業資格を得ることはできなかった。

しかし、関係者の奔走により、昭和25 (1950) 年度には9科目28単位、昭和28 (1953) 年度には21科目56単位と、開講科目と付与単位数は増えていき、昭和29 (1954) 年度23 科目75単位となるが、依然卒業資格を得ることはできなかった。この開講科目と単位付与の制限がとれたのは、昭和30 (1955) 年4月である。ここで通信制教育は独り立ちが許され、通信制教育だけで卒業できることになり、ようやく通信制教育が制度として確立した。

教育の機会均等を目指した通信制教育が、なぜこのような回りくどい道を辿ったのか。一言でいえば、高等学校の教育課程の科目を通信制教育で開講することについて、通学課程その他の教育現場から強い難色を示されたためである。特に、理科・体育・芸術・英語が問題視された。教育課程審議会で検討され、実験実習を伴う科目は、実施科目として不適当という主張もあり激しい議論が繰り返されたが、ついには、自学自習による欠陥は放送利用によって補うことができるという主張が認められた。しかし、英語については難航し、一時は開講の見通しがたたないほどであった。通信教育は読み方・聞き方・話し方を全く無視するものであり、容認できないという主張であった。この時、NHKから国語・一般社会・英語の放送計画が発表され、放送利用を付帯条件として、ついに英語も通信制教育の実施科目に加えられたのである。

このようにして、放送利用という条件のもとで、高等学校の教育課程の全科目が通信制 教育で開講されることになり、昭和30(1955)年度から、通信制教育だけで高校卒業が可 能になったのである。

4 通信制教育における放送利用の推移

このような経緯にもかかわらず、放送利用は必ずしも順調に伸びてきたわけではない。 日本の教育は戦前、戦後を通じ、産業化・近代化に大きな役割を果たしてきた。それは、 一斉授業を基本とし、量的拡大と効率を求めた知識注入型の教育であった。通信制教育に おいても例外ではなく、あらゆる知識や技能は教員自身が直接生徒に授けなければならな いという教員の保守的な教育観によって、放送利用はむしろ敬遠されがちであった。また、 NHKの放送を利用することは、教育の中立性や地域性を侵害するという考え方の教員も 存在し、生徒の放送利用が進まないという事実もあった。こういった教員の意識をどのよ うに変えていくかは、放送利用を推進する上で越えなければならない大きな今日的課題で もある。

NHK通信教育研究委嘱校(昭和35年以降)やNHK学園高等学校(昭和38年以降)等の実践研究が、放送利用の方法や効果を実証しても、これらが正当に評価され、受け入れられるようになったのは昭和40(1965)年代後半になってからである。全通研では、これらの実践報告を踏まえて、昭和39、40(1964、65)年には通信制生徒へのラジオ受信機

の斡旋を行っている。

このような状況の中で、通信制生徒は限られた面接指導の中での活字教材を中心とする 学習形態に、大きな抵抗を感じていることが次第に明らかになった。そのため、各実施校 は放送利用を積極的に指導し、生徒もまた音声による学習を求めて、放送視聴に取り組む 者が増えてきた。この機運は、昭和44 (1969) 年頃からはっきり現れている。

これと並行して、通信制教育と放送の融合をはかり、通信制教育の限界を克服しようという議論も盛んに行われるようになった。特に、報告課題と放送との「互換性」(この耳慣れない用語は、昭和44年高松大会で最初に用いられた)を巡る問題が、昭和47(1972)年東京大会で取り上げられ、以降、各地区で賛否の論議を呼んだ。

続いて、昭和49 (1974) 年和歌山大会では、家庭学習は放送利用によって進めさせ、その結果をまとめた視聴票を報告課題の一部とみなして添削指導を行い、学習活動を充実させ得るという研究成果が報告された(山梨中央高、昭和49年全放連学校教育賞)。この方法論は大方の支持を得て、通信制教育と放送との融合に記念すべき足跡を残した。これを受けて、各学校は視聴票の整備に意欲的に取り組み、さらにその技術論を中心に研究が展開された。

また、報告課題は、放送内容を文字に書き直すことによって、思考作業を段階的に進めることができるように組み立てなければならないとして、学習の効率化をはかった実践研究も報告された(昭和49年、NHK学園高等学校・地学)。この試みは、放送学習の発展的な方向を示すものとして注目された。

放送視聴学習が生徒の負担にならずに学習の効果をあげるためには、放送内容と学習内容を融合させることが大切であるという認識の下、放送内容に則した報告課題または視聴票の作成が試みられた。

昭和50 (1975) 年代後半、特に昭和57 (1982) 年の学習指導要領の改訂に伴い、実施校の一部科目の分割履修や、放送進度の不一致の対策として、スクーリングでのビデオの利用や学校での放送利用の工夫について論じられた。更に、生徒のビデオデッキの保有率の増加に伴って、ビデオライブラリーの設置、ダビングサービス等の指向がみられるようになる反面、放送教育本来の自宅学習における生放送の利用が稀薄になりがちという傾向が生じるようになった。

昭和60(1985)年代から、録音・録画と著作権との関連の質問が全通研の放送教育分科会で出るようになり、全通研放送教育研究委員会として、著作権に対する研究と対応が迫られるようになった。

教員が面接指導(スクーリング)で使用する録音・録画は著作権法 35 条、生徒が自宅で行う録音・録画は著作権 30 条を基本におき、著作権を十分に配慮しながら放送利用を推進することが求められる。

5 放送教育からeラーニングへ

平成20年(2008)より、「NHK高校講座」のTV及びラジオの全番組が、番組サイトでストリーミング配信されるようになった。このメディアの変化によって、「放送時間に合わせて視聴できない」「録画・録音し忘れた」等、放送ならではの使いにくさが払拭された。

この改良と同時に、番組内容が「3つのポイント」から構成されるようになった他、サイト上に従来の放送テキストに相当する「学習メモ」、学習者の自己チェック用の「理解度チェック」が用意され、インターネットを利用した学習支援が進められた。

今後は、TV及びラジオの放送に加え、Web 配信等、多様なメディアの活用により、放送利用がより活発になるだろう。

資料2「高等学校学習指導要領」「高等学校通信教育の質の確保・向上 のためのガイドライン」

1 「高等学校学習指導要領」(抜粋)平成30年3月30日告示

第1章 総則 第2款 教育課程の編成

5 通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程における教育課程については、1から4まで(3の(3)、(4)並びに(7)のエの(7)及び(4)を除く。)並びに第1款及び第3款から第4次でに定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間(1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。)数の標準は、1単位につき次の表のとおりとする。

各教科・科目	添削指導(回)	面接指導 (単位時間)
国語, 地理歴史, 公民及び数学	3	1
に属する科目		
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち	1	5
「体育」		
保健体育に属する科目のうち	3	1
「保健」		
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並	各教科・科目の必要	各教科・科目の必要
びに専門教科・科目	に応じて2~3	に応じて2~8

- (2) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の 回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以 上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校が適切に定めるものとする。
- (3) 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。
- (4) 各学校における面接指導の1回あたりの時間は、各学校において、(1)から(3)までの標準を踏まえ、各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態並びに各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- (5) 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、

報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数(以下「面接指導等時間数」という。)のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

なお、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう十分配慮しなければならない。

(6) 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業まで に 30 単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることが できる。

2 「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」」(抜粋)

平成 28 年 9 月策定 平成 30 年 3 月一部改訂

2. 教育課程等に関する事項

- (4) 多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導等時間数の 減免
 - ①ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと
 - ②多様なメディアを利用して行う学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること
 - ③多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数(以下「面接指導等時間数という。」)の一部免除を行うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であること
 - ④①から③までの場合において、面接指導等時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができること。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができること。ただし、免除する時間数は合わせて10分の8を超えることができないこと。生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合とは、例えば、「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」、「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」、「仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合」や、「実施校自らが生

徒の実態等を踏まえ、複数のメディア教材を作成する等により教育効果が確保 される場合」等が想定されること

- ⑤生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習 の量と質を低下させることがないよう十分配慮しなければならないこと
- ⑥生徒の面接指導等時間数を免除する場合、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切であること 6

6面接指導への欠席等により面接指導等時間数が不足するおそれのある生徒に対し、多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等時間数の減免を行おうとする際には、平素から個々の生徒の面接指導の状況を把握し、多様なメディアを利用して行う学習が計画的、継続的に取り入れられるよう留意が必要である。

あとがき

昭和 43 年に全通研事業部の中に「放送教育研究委員会」が設置され、半世紀が経ちました。その間に、通信制課程を取り巻く環境も大きく変化しました。

文部科学省の調査では、全日制課程の生徒数は3,140,915 人で,前年度より39,951 人減少しています。定時制課程でも、生徒数は85,102 人で,前年度より4,432 人減少していなす。一方、通信制課程では生徒数は186,502 人(男子97,307 人,女子89,195 人)で,前年度より3,987 人増加しています。

高校生人口が減少する中で、通信制課程で学ぶ生徒は増加を続けています。その内訳は、 不登校経験者、中途退学者、転入生に加え、家庭の事情、仕事との両立、多様な障害や発達障 害等により特別な支援を必要とする生徒等、実に多様な生徒が在籍しています。

また、平成30年3月に学習指導要領が告示され、多様なメディアを利用して行う学習を展開する場合、その教科・科目の指導計画に計画的かつ継続的に取り入れる必要性が示されました。 放送教育委員会では、通信制高校において放送教育を効果的に進めていくことを大きな研究 テーマとして活動を続けてきた長い歴史があります。生徒の多様化が進む中、多様なメディアを 有効に活用するために、放送教育委員会の活動の必要性は一層高まることと思います。

平成21年度の第4版に続き、今回で第5版の「放送教育の手引き」となります。これまで放送教育の推進にご尽力された皆様に敬意を表し、この手引きが先生方の教育活動の一助になることを願います。

平成31年3月

平成30年度全通研放送教育委員会

NHK-EDUCATIONAL 全通研事務局

委員長 大﨑 雄介 副委員長 平田 裕 向 後 剛正 委 員 青木 隆道 上杉 寛 太田 恭子 桑島 隼 高橋 由美子 戸塚 雅大 松本 — 則 峯 浦 健治 森山 了一 山口 瞳

吉田

村越

森

(神奈川県立厚木清南高等学校) (NHK学園高等学校) (千葉県立千葉大宮高等学校) (神奈川県立横浜修悠館高等学校) (梅奈川県立横浜修悠館高等学校) (神奈川県立横浜修悠館高等学校) (神奈川県立横浜修悠館高等学校) (東京都立新宿山吹高等学校) (千葉県立千葉大宮高等学校) (栃木県立学悠館高等学校) (栃木県立学悠館高等学校) (村奈川県立厚木清南高等学校) (水 HK学園高等学校) (東京都立一橋高等学校) (東京都立一橋高等学校) (東京都立一橋高等学校)

事務局長

健

美樹

和弘

放送教育の手引き [第5版]

発行日 平成31年3月25日

発行者 全国高等学校通信制教育研究会

会長 賀澤恵二

〒111 - 0015 東京都台東区東上野 4 丁目 13 番 3 号 服部ビル

TEL 03 - 3841 - 5901

FAX 03 - 3841 - 5902